平成２３年（フ）第４７号
滋賀県甲賀市水口町笹が丘１番地15―405号、前住所滋賀県甲賀市水口町下山693番地441
債務者　富山　光男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８号
大津市本宮２丁目１番８―204号　パラッツォ本宮
債務者　春田　憲司
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２号
大津市大萱６丁目６番１号　パークテラス瀬田201号室
債務者　山田　英津
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３号
滋賀県草津市若草７丁目４番地４、前住所滋賀県草津市野路１丁目12番11―202号
債務者　大場　晴美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５号
滋賀県草津市上笠２丁目11番１号　ニューハイツ101号
債務者　山下　善子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８１号
滋賀県高島市安曇川町長尾642番地１
債務者　北坂　徹郎
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９７号
大津市仰木の里東６丁目５番２号、前住所滋賀県草津市野路１丁目16番13―1202号アメニティ南草津Ⅴ
債務者　橋本　直美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
兵庫県姫路市勝原区下太田417番地佐々木アパート
債務者　桑田幾久磨
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６６号
兵庫県神崎郡神河町新野798番地の１
債務者　安保　啓子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６３６号
広島市安佐南区東野１丁目10番６－４号
債務者　實光　賢治
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７号
広島市中区千田町１丁目５番21―652号
債務者　三原　義治
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８５号
広島市佐伯区三筋１丁目４―20―201、住民票上の住所広島県東広島市三永３丁目12番16号　リースランド三永Ｂ39
債務者　脇田　　綾
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６号
広島市安佐南区八木９丁目２番30―８号
債務者　マリア　レナ　エストレラこと　ＥＳＴＲＥＬＬＡ　ＭＡＲＩＡ　ＬＥＮＡ　ＣＯＬＯＭＡ
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３７号
広島県安芸郡海田町大正町７番３号
債務者　蔵内　一晶
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４９号
広島市安佐南区八木６丁目12番１―106号　別所住宅４
債務者　藤田美代子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５８号
広島市佐伯区三宅１丁目４番７－８号
債務者　永利　佳代
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０号
香川県丸亀市山北町500番地１　山北ハイツＢ棟201号
債務者　杉田　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部